

令和3年6月3日

公益財団法人社会福祉振興・試験センター 行動規範

公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「センター」という。）は、昭和21年の設立以来、設立の趣旨目的に基づき、社会福祉事業の振興発展に寄与するとともに、国家試験などを適切に実施し、福祉人材の確保などに大きく寄与してきた。そして、平成24年4月には、公益法人制度改革の下、財団法人から公益財団法人へと移行し、ガバナンス、コンプライアンス及び財政規律の強化や透明性の高い事業運営を継続的に図っていくため、中期計画の策定・実施等により運営を行っている。

今般、公益法人の健全な運営の確保を図り、公益法人自らが自己のガバナンス体制について改めて検討する機会とすることを目的に、公益財団法人公益法人協会により「公益法人ガバナンス・コード」が策定されたことから、当コードを参考として、以下の「行動規範」を制定し、役職員（評議員を含む）がこれを遵守することにより、公益財団法人として持続的かつ効果的な発展を図ることとした。

（組織の使命と目的）

第1条 センターは、その設立の目的及び公益財団法人としての使命を明確に認識し、社会からの期待にふさわしい事業運営を持続的かつ効果的に行わなければならない。

（誠実性・社会への理解促進）

第2条 センターの役職員は、常に公正かつ誠実に事業運営にあたり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。また、センターの役職員は、その職務や地位を私的な利益の追求に利用してはならず、職務の執行にあたりセンターと利益相反となる場合には、法令及びセンターが定める手続きによらなければならない。

（機関の権限と運用）

第3条 センターは、評議員会、理事会及び監事それぞれの機関において、法令上の権限や意義について明確に意識し、内容のある議論に基づいた運営を行わなければならない。

（業務執行）

第4条 センターは、その業務執行にあたっては、理事会の決定・監督に基づき代表理事及び業務執行理事が行うとともに、職員と連帯して行わなければならない。

（理事会の運営）

第5条 センターの理事会は、選定された代表理事及び業務執行理事のリーダーシップのも

と、センターの保有する専門性や財産を活用し、理事が一体となって事業を推進しなければならない。

（情報公開、説明責任及び透明性の確保）

第6条 センターは、事業利用者や関係者をはじめとする社会の理解と信頼の向上を図るため、事業活動、国家試験実施内容、中期計画及び財務資料などを積極的に開示することによりその透明性を確保し、説明責任を果たさなければならない。

（リスク管理及び個人情報保護）

第7条 センターは、センターを取り巻くリスクの範囲が拡大し、先鋭化している現状に鑑み、リスク管理体制を構築するとともに、個人情報（特定個人情報を含む）の保護については、組織的な管理を徹底しなければならない。

（コンプライアンス及び公益通報者保護）

第8条 センターは、関係法令、定款、行動規範、その他の規程等を遵守し、適正に事業を運営しなければならない。また、これを担保するための公益通報者保護の制度を設けなければならない。

附 則

- 1 この規範の改廃は、理事会の決議を経て行う。
- 2 この規範は、令和3年6月3日から施行する（同日理事会決議）。